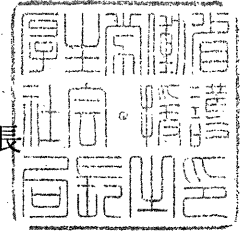


各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律の施行について
(施行通知)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）が、本日別添のとおり公布されたが、その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市区町村等にその周知徹底を図るとともに、その施行に遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、この通知において、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）は「法」と、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）は「改正法」と略称する。

記

第一 改正の内容

1 基準日変更による対象者の拡大（改正法による改正後の法第二条、第三条第一項、第四条第一項及び附則第二項関係）

- (1) 改正法による改正前の法では、支給要件の認定の基準となる日（基準日）が、平成十五年四月一日とされていたが、これを平成二十三年四月一日として、前回基準日後に戦傷病者等の妻となった者に対し、その特別な労苦を慰藉するために特別給付金を支給することとしたもの。
- (2) したがって、改正法により新たに特別給付金の対象となる者は、平成十五年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者であって、当該戦傷病者等が平成二十三年四月一日において、法第二条各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）を受けていたものであること。

(3) 前記の者に支給される特別給付金の額は、以下のとおりであり、いずれも五年償還の国債で交付されるものであること。なお、当該国債の発行日は、平成二十三年十月一日であること。

ア 障害の程度が、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び別表第一号表ノ三に定める特別項症から第一款症までの戦傷病者等の妻は、十五万円

イ 障害の程度が、恩給法別表第一号表ノ三に定める第二款症から第五款症までの戦傷病者等の妻は、七万五千元

2 満州事変間の戦傷病者等の妻に係る基準日の変更による支給対象者の拡大（改正法附則第三条関係）

(1) 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間（満州事変間）に公務上の傷病等にかかった軍人であつて、これにより平成二十三年四月一日において増加恩給等を受けていたものの妻であり、かつ、平成十五年四月二日から平成二十三年四月一日までの間に新たに戦傷病者等の妻となった者に特別給付金を支給することとしたもの。

(2) 特別給付金の額及び当該国債の発行日は、1 (3) と同様であること。

3 平病死した戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給（改正法附則第四条関係）

(1) 戦傷病者等の妻として法による特別給付金の受給権を取得した者であつて、当該戦傷病者等が平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に平病死したものに特別給付金を支給することとしたこと。

(2) 特別給付金の額は五万円とし、五年償還の国債で交付されるものであること。なお、当該国債の発行日は、平成二十三年十月一日であること。

第二 施行期日

改正法は、平成二十三年十月一日から施行するものであること。

第三 その他

改正法の詳細、改正法による特別給付金の請求手続、裁定上の留意事項、広報に係る実施手順等については、別途通知するものであること。